

5 その他

(5) 精神障害者の福祉サービスの向上

経緯又は現状・課題

障害者自立支援法案における新事業体系については、サービスの対象者を障害種別により限定するものではなく、サービスの内容・目的・性格といった「機能」に着目し、今までの事業体系とは全く異なる再編を行うものである。したがって、今後、各サービスにおいては、障害種別にかかわらず、共通の制度により提供することとなり、一つの施設において、異なる障害を持つ人にサービスを提供することが可能になることからも、グループホーム事業における現行の地域生活援助事業の相互利用制度等は新しい事業体系の中で普遍化されることとなる。

精神障害者と知的障害者とのグループホームにおける相互利用については、宮城県内では実施例は見られていない。その背景には、グループホーム事業を含め、多くは障害種別毎にサービスを提供している状況があるが、支援側の理解不足もあげられる。

なお、現在の宮城県内におけるグループホーム設置数については、精神障害者22ヶ所、知的障害者120ヶ所となっている。(平成17年7月1日現在 仙台市を除く)

就労支援については、就労意欲はあるが、一定時間あるいは、一定期間持続できない等の障害特性は否めないため、任意団体等の運営する小規模作業所等において、支援を受けながら、自立と社会参加を目指している。なお、小規模作業所については、各市町村の独自事業が多く、精神障害者家族連絡会と連携しながら実施している。

小規模作業所の運営基盤となる、精神障害者小規模作業所運営費補助事業については、メンタルな指導を要する分野にもかかわらず、補助金基準等、職員配置については一人から二人であり、作業種目等は自営生産の手内職的なものが多くなっていることから、一部就労支援に結びつかないような現状があり、大枠の体制等において脆弱な面が見られている。なお、平成17年度は34ヶ所の事業所が市町村総合補助金制度の対象となっている。

提案する内容

地域生活援助事業の相互利用制度については、支援員等の専門研修や世話人の研修等により、理解力を深め、同制度の促進を図るべきである。特に、精神障害者のグループホームについては、宮城県内22ヶ所であることから、地域生活援助事業の相互利用制度が普及することにより、精神障害者が地域で普通に生活できるような環境をモデル的に促進するべきである(県側)

精神障害者の就労支援については、小規模作業所機能だけでは不充分である。通所授産施設に格上げすることによって、安定した運営基盤のもと、適正な体制及び作業指導・生活訓練等の場を提供していくながら、自立支援に向けた取り組みが必要である。

その他、根拠法令等

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 精神障害者地域生活援助事業運営要綱

宮城県精神障害者社会復帰施設設置運営事業実施要綱 障害者自立支援法

地域生活援助事業の相互利用制度実施要綱 精神障害者小規模作業所運営費補助事業運営要綱